

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第210回国会】令和4年12月8日（木）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 ①消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）  
②法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（内閣提出第22号）
  - ・岸田内閣総理大臣、河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・本村伸子君（共産）提出の①及び②に対する修正案について、提出者本村伸子君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・宮崎政久君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）提出の②に対する修正案について、提出者宮崎政久君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・両案及び各修正案に対し、本村伸子君（共産）が討論を行いました。
  - ・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－共産 反対－自民、立憲、維新、公明、国民）
  - ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
  - ・②に対する本村伸子君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－共産 反対－自民、立憲、維新、公明、国民）
  - ・②に対する宮崎政久君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
  - ・②に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
  - ・両案に対し宮崎政久君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、吉田統彦君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）  
（質疑者）宮下一郎君（自民）、國重徹君（公明）、長妻昭君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、山井和則君（立憲）、青柳仁士君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 宮下一郎君（自民）

- （1） 旧統一教会問題に対する政府としての取組の方針
- （2） 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（以下、「消費者契約法等改正案」という。）及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下、「法人等寄附不当勧誘防止等法案」という。）の全体の構図及び政府の今後の対応
- （3） 法人等寄附不当勧誘防止等法案において、第3条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）と第4条（寄附の勧誘に関する禁止行為）及び第5条（借入れ等による資金調達の実行の禁止）を分けている理由並びに行政措置を盛り込んだ意図及びその期待される効果
- （4） 宗教2世救済のために提出法案で実現できる内容
- （5） 法人等寄附不当勧誘防止等法案によって寄附文化の醸成が阻害されることはないことの確認

## 國重徹君（公明）

#### 法人等寄附不当勧誘防止等法案

- ア 法案成立に向けた岸田内閣総理大臣の思い
- イ 消費者契約法等改正案とあいまって法案が新たな被害を防止し被害者救済に資する実効性あるものであることの確認
- ウ 正当な寄附勧誘を行う団体を不当に萎縮させることがないといった許容性の観点から法案においてなされている設計及び配慮の内容
- エ 法案施行に向けたガイドライン等の作成及びそれらの周知に関する河野国務大臣の見解
- オ 法案が寄附の規制だけではなく寄附の理解及び寄附勧誘への安心感向上につながるものであれば積極的意義があるとの考えに対する河野国務大臣の見解
- カ 法案を適正に運用及び執行することに対する岸田内閣総理大臣の決意

#### 長妻昭君（立憲）

- (1) 法人等寄附不当勧誘防止等法案にとどまらず今後更に有効な法律策定に取り組む岸田内閣総理大臣の意思の確認
- (2) 岸田内閣総理大臣が被害者の方々と面談した際に示された政府への要望
- (3) 修正案も含めた法人等寄附不当勧誘防止等法案に対する被害者弁護団の評価に対する岸田内閣総理大臣の認識
- (4) 法人等寄附不当勧誘防止等法案の成立後の2年以内の見直し
  - ア 法律改正も含めた2年以内の見直しを行う岸田内閣総理大臣の意思の確認
  - イ 2年以内の見直し期間における与野党協議会実施の見通し
- (5) 消費者庁における情報収集体制
  - ア 消費者庁における配慮義務違反事例に関する情報収集実施の見通し
  - イ 消費者庁への直接の相談窓口設置予定の有無
  - ウ 法律施行後における全国の消費生活センター等に対する配慮義務規定の周知及び同義務違反に関する情報提供の呼びかけ実施の見通し
- (6) 「必要不可欠」の文言によって厳しい規範となり別の不法行為裁判に悪影響が出てくる懸念があるとの考えに対する岸田内閣総理大臣の見解
- (7) 生活支援という意味で過去の被害者に対する財政的支援実施の見通し
- (8) 「困惑」の解釈等
  - ア 法人等寄附不当勧誘防止等法案において「困惑」のこれまでの解釈を広げたことの確認
  - イ これまでの困惑類型における「困惑」は短期であったが「乗じて」という長期の概念が出てきたことで解釈拡大の必要性が生じたことの確認
  - ウ 10年間困惑が続くという状態もありうることの確認
- (9) 念書の作成及びそのビデオ撮影を提案する行為自体を無効とすべきとの考えに対する岸田内閣総理大臣の見解

#### 西村智奈美君（立憲）

- (1) 提出法案はいわゆるカルト的な行為に対する規制法あるいは寄附に限定した規制法のどちらに該当するかの確認
- (2) 寄附文化に対する萎縮の可能性について政府内での議論の有無
- (3) 牧師やカウンセラーといった無償に近い形で脱会支援等をしている外部の方々への支援の必要性
- (4) 法人等寄附不当勧誘防止等法案
  - ア 第3条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）の第1項がいわゆるマインドコントロール下

での献金を表していることの確認

- イ 第4条（寄附の勧誘に関する禁止行為）及び第5条（借入れ等による資金調達の要求の禁止）に違反した法人等への報告徴収、勧告、命令又は公表を行う場合におけるそれぞれの基準
  - ウ 配慮義務が履行されなかった場合の勧告及び公表の基準
  - エ 禁止行為規定及び配慮義務違反への対応の基準等策定についての河野国務大臣の見解
  - オ 消費者庁による迅速な行政権行使の必要性
- (5) 消費者契約法等改正案における国民生活センターによる情報の公表に係る「特に必要がある場合」及び「内閣府令で定める事項」の内容並びに消費者庁等関係行政機関への情報提供体制構築の必要性
  - (6) 「必要不可欠」の要件を新設したことによる不法行為裁判への影響等の課題認識の有無
  - (7) 法人等寄附不当勧誘防止等法案への靈感商法の規定及び消費者契約法等改正案への配慮義務規定の導入の必要性
  - (8) つけ込み型の包括的な不当勧誘行為の類型を法制化する見通し

#### 山井和則君（立憲）

- (1) 念書などで不法性を隠すような旧統一教会の献金については全額を返金させる必要性
- (2) 数回に分けて寄附した場合も「困惑」の立証においては一括して取消し得るとする必要性
- (3) 旧統一教会の献金の多くはマインドコントロール下の献金であり、取消し得るものであることの確認
- (4) 旧統一教会を宗教法人として税制面で優遇することを見直す必要性
- (5) 旧統一教会について速やかに解散命令請求を行う必要性
- (6) 法成立後に岸田内閣総理大臣が被害者の方々と面会する機会を設ける必要性
- (7) 法テラスや弁護士への相談費用の無償化及び集団交渉への参加についての支援・あっせんを行う必要性

#### 青柳仁士君（維新）

法人等寄附不当勧誘防止等法案

- ア 法案提出に至る過程における立憲及び維新の貢献並びに与野党の協力についての岸田内閣総理大臣の見解
- イ 法案の目的についての岸田内閣総理大臣の見解
- ウ 教義を信じ続けている人等は法案によって救済されないことの確認
- エ 配慮義務を禁止行為にする必要性
- オ 配慮義務について裁判において不法行為に認定されるように法律で担保する必要性
- カ 「必要不可欠」の要件により救済対象が狭くなり過ぎるとの意見に対する河野国務大臣の見解
- キ 法成立後において「必要不可欠」の趣旨を明確化する具体的方法及び具体的な場合分けをして法律の解釈を示す必要性
- ク 債権者代位権の行使に関する特例について未成年者が行使できない可能性及び未成年者が特例を行使する際に受けられる支援の内容
- ケ 規制対象を宗教法人に限らなかった理由
- コ 法成立後も必要な見直しを行うと同時に実効性を高める努力を行う必要性
- サ まだ生まれていない子供や恋人に関して不安をあおられた場合も救済対象となることの確認

#### 田中健君（国民）

- (1) 寄附により生活が困難になった家族や扶養親族も被害者として民法における不法行為による損害賠

償の請求ができることの確認

- (2) 宗教法人が組織的、継続的かつ悪質な形で配慮義務に違反した場合、宗教法人法の解散命令請求の検討対象になり得ることの確認
- (3) 勧告を出す際の判断基準
- (4) 旧統一教会について、現在指摘されている課題を当てはめた場合、勧告・命令・公表の対象になり得ることの確認
- (5) 行政措置には寄附を返金させることを含むか否かの確認
- (6) 消費者契約法において広く心理的支配を作出及び利用することを禁ずる規定を設けることを検討する必要性
- (7) 霊感商法を組織的・大々的に行った場合に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」を適用することを検討する必要性
- (8) 法テラスの民事法律扶助制度について給付型の導入など利用者の経済的負担を軽減するための実効的な対策を検討する必要性

#### 宮本徹君（共産）

- (1) 配慮義務の内容を客観的で明確なものとして規定することの可否
- (2) 禁止行為よりも配慮義務のほうが不法行為認定及び損害賠償請求を容易にする効果が高いとした答弁根拠及び旧統一教会による被害についても同答弁が当てはまるか否かの確認
- (3) 第4条第6号に規定する「霊感等による知見を用いた告知」における各要件について時系列や因果関係を満たす必要があるか否かの確認
- (4) 本会議の答弁において要件の一部が抜けていたことの確認
- (5) 被害者がマインドコントロール下にある場合における行政措置や刑事罰の適用可否
- (6) マインドコントロール下の献金を的確に禁止するために共産が提出した修正案に対する岸田内閣総理大臣の見解
- (7) 配慮義務を禁止行為とする必要性